

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年当 たり	<u>550円</u>	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年当 たり	<u>480円</u>
	第2種電柱		<u>850円</u>		第2種電柱		<u>730円</u>
	第3種電柱		<u>1,100円</u>		第3種電柱		<u>980円</u>
	第1種電話柱		<u>490円</u>		第1種電話柱		<u>420円</u>
	第2種電話柱		<u>790円</u>		第2種電話柱		<u>680円</u>
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>		第3種電話柱		<u>930円</u>
	その他の柱類		<u>49円</u>		その他の柱類		<u>42円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>5円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		3円		地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年当 たり	<u>480円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年当 たり	<u>420円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>300円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>250円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年当 たり	<u>990円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年当 たり	<u>850円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>410円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>770円</u>		広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>830円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>990円</u>		その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>850円</u>
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>21円</u>	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		<u>30円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		<u>25円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの		<u>44円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの		<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未 満のもの		<u>59円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未 満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>89円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>76円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		<u>210円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		<u>180円</u>

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>250円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>590円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>510円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>990円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの	<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>			階数が2のもの	<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの	<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>			階数が3以上のもの	<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路		<u>380円</u>		上空に設ける通路		<u>420円</u>
	地下に設ける通路		<u>230円</u>		地下に設ける通路		<u>250円</u>
	その他のもの		<u>990円</u>		その他のもの		<u>850円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日当たり	8円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>77円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>
道 路 法 施 行 令 （昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	道 路 法 施 行 令 （昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり
	標識		1本につき1年当たり		標識		1本につき1年当たり
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり
		その他のもの	1本につき1月当たり			その他のもの	1本につき1月当たり
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行							
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月当たり	<u>770円</u>		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月当たり	<u>830円</u>		
		その他のもの		<u>380円</u>			その他のもの		<u>420円</u>		
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>990円</u>	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>850円</u>		
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>		
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	<u>77円</u>	政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	<u>83円</u>		
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				<u>99円</u>	政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				<u>85円</u>		
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>		
	上空に設けるもの			<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの			<u>A に 0.023 を乗じて得た額</u>		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		<u>A に 0.004 を乗じて得た額</u>		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		<u>A に 0.005 を乗じて得た額</u>		
		階数が 2 のもの		<u>A に 0.006 を乗じて得た額</u>			階数が 2 のもの		<u>A に 0.008 を乗じて得た額</u>		
		階数が 3 以上のもの		<u>A に 0.007 を乗じて得た額</u>			階数が 3 以上のもの		<u>A に 0.01 を乗じて得た額</u>		
	その他のもの			<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>		
	政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>		政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>		
		その他のもの		<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>			その他のもの		<u>A に 0.013 を乗じて得た額</u>		
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>				
	上空に設けるもの		<u>A に 0.022 を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの		<u>A に 0.023 を乗じて得た額</u>				
	その他のもの		<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>		その他のもの		<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>				
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具				<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具				<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>		